

5 文科初第 1908 号
令和 6 年 1 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
高等学校を置く公立大学長

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦

令和 6 年度高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金
(高等学校 DX 加速化推進事業) の交付申請等について (依頼)

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校 DX 加速化推進事業) 交付要綱 (令和 6 年 1 月 25 日文部科学大臣決定) (以下、「交付要綱」という)、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校 DX 加速化推進事業) 実施要領、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校 DX 加速化推進事業) 採択基準を別添のとおり決定しましたので通知します。

また、交付要綱第 4 条に基づく交付申請書の提出については、交付要綱等及び下記事項に留意の上、都道府県教育委員会及び公立大学長においては設置する高等学校等の事業計画書を取りまとめの上交付申請書を提出ください。なお、都道府県教育委員会においては域内市町村の交付申請書を、都道府県知事においては所轄の高等学校を置く学校法人の交付申請書を取りまとめの上ご提出ください。

記

提出期日：令和 6 年 2 月 29 日 (木) 17:00

提出書類・提出方法：「別添 5 申請等手順イメージ」を参照の上、指定の提出方法により下記提出先のアドレスへ必要書類を提出すること

提出先 : koukou@mext. go. jp (初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付庶務係)

別添資料：

- 別添 1 高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校 DX 加速化推進事業）交付要綱（別記、様式を含む）
- 別添 2 事業計画書（学校毎に作成する様式 1 の添付資料）
- 別添 3 高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校 DX 加速化推進事業）実施要領
- 別添 4 高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校 DX 加速化推進事業）採択基準
- 別添 5 申請等手順イメージ
- 別添 6 支出負担行為担当官確認表

【留意事項】

- ・期限を超過した申請、提出後の申請書類等の修正は原則認められない。
- ・本事業は、予算の範囲内で補助するため、本依頼により申請したことをもって交付決定されることが保証されるものではないことに留意すること。
- ・交付決定前に着手した場合、補助対象外となるため、交付決定前に設備等を購入しないよう留意すること。
- ・本事業は令和 5 年度補正予算であるが、令和 6 年度に繰越して執行するものであるため、申請にあたっては令和 6 年度中の事業計画を記載すること。

(本件連絡先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
庶務係

電話：03-5253-4111（内線 3568）

E-mail: koukou@mext.go.jp